

「東オホーツク定住自立圏連携パートナーシップ宣誓制度（案）」～概要版～

1. 制度の概要

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市（町）が事実を認めるとともに、宣誓書受領証及び受領証カードを交付する制度です。

この制度に法的効力はありませんが、制度を導入することで、夫婦と同じように共同で生活しているものの、対外的に証明できず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方の困難の緩和や、性の多様性の理解を促進するため導入するものです。

2. 東オホーツク定住自立圏域での連携

令和4年3月、網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町は1つの生活圏域として自立するために協力することとして「東オホーツク定住自立圏」を形成し協定を締結しました。

このパートナーシップ宣誓制度も、各市町で同一内容の要綱を制定し、手続きの運用基準を共有することで、いずれの市町でも各種手続きをすることが可能となります。

3. 定義

（1）性的マイノリティ

典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方、性自認や性的指向が定まっていない方、持たない方をいいます。

（2）パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的、物理的、精神的に協力しあうことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいいます。

（3）宣誓

パートナーシップ関係にある二人が、市（町）長に対し、互いがパートナーであることを宣誓することをいいます。

4. 宣誓をすることができる方

宣誓をすることができるのは、以下のすべてに該当する方です。

（1）双方が成年に達していること

（2）一方又は双方が、要綱を制定している自治体に住所を有している又は要綱の制定自治体へ転入を予定していること

（3）双方に配偶者がいないこと

（4）共に宣誓をしようとする方以外にパートナーシップ関係にないこと

（5）双方の関係が民法で定める婚姻することができない関係（近親者）でないこと

5. 必要な書類

（1）現住所を確認できる書類（住民票の写しなど）

※転入予定の方は、転入を予定していることがわかる書類

（2）配偶者がいないことを証明する書類（戸籍謄本など）

（3）本人確認書類

6. 宣誓の流れ

(1) 事前予約

手続きを希望する自治体へ窓口、電話、各市町の公式サイトから事前予約をしていただきます。

個室での宣誓を希望される場合、ここでお申し出いただきます。

(2) パートナーシップ宣誓

必要書類を持参の上、原則二人そろってお越しいただきます。

指定の宣誓書に必要事項を記入し、提出いただきます。(宣誓者の一方又は双方の立ち合いがあれば代筆も可能です。)

(3) 宣誓書受領証及び受領証カードの交付

宣誓から約1週間後に、二人それぞれに「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付(窓口交付もしくは郵送)します。

7. 通称名について

性別違和等で通称名の使用を希望される場合、通称名で宣誓し、宣誓書受領証及び受領証カードに通称名を記載することができます。(日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出していただく必要があります。)

8. 受領証の返還について

以下に該当する場合は、交付した受領証等を返還していただきます。

(1) パートナーシップが解消されたとき

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき

(3) 双方が居住している(制度を利用している)自治体から転出するとき

(4) 宣誓者の要件を満たさなくなったとき

※(1)、(4)で宣誓者の一方から返還された場合、もう一方の宣誓者に対し、返還されたことを通知します。

9. 宣誓の無効

以下に該当する場合は、宣誓を無効とし、受領証等を返還していただきます。

(1) 宣誓者の間でパートナーシップを形成する意思がないとき

(2) 宣誓時点で、宣誓者の要件に該当していなかったことが判明したとき

(3) 虚偽・不正な方法により受領証等の交付を受けたとき

(4) 受領証等を不正に使用したとき

10. その他

宣誓書受領証及び受領証カードの発行手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。